ふ汝ら石垣の前に宿るい何ぞや、汝等もし重ねて然なさば我なんぢらに手をかけんと、其時より後い彼ら
安息日にい來らざりき　二二　我またレビ人に命じてろの身を潔めさせ、來りて門を守らゑめて安息日を聖す、
我神よ我ために此事を記念し汝の大おる仁慈をもて我を憫みたまへ○　二三　當時われアシドド、アンモニ、モ
アブおどの婦女を娶りしユダヤ人を見しに　二四　うの子女いアシドドの言語を半雜へて言ひユダヤの言語を
言ことあたたず各國の言語を雜へ用う　二五　我彼等を詰りまた詛りろの中の數人を撻ちろの毛を拔き神を指
て誓ゑめて言ふ汝らい彼らの男子におのが女子を與ふべからず又おんぢらの男子あるひいおのれ自
身のために彼らの女子を娶るべからず　二六　是らの事わついてイスラエルの王ソロモンい罪を獲たるに非ず
や彼がでとき王い衆多の國民の中にもわらずして神に愛せられし者なり神かれをイスラエル全國の王と
なしたまへり、然るに尙ほ異邦の婦女等いこれわ罪を犯さしめたり　二七　然ば汝らが異邦の婦女を娶りこの
一切の大惡をおして我らの神に罪を犯すを我儕聽し置べけんや　二八　祭司の長エリアシブの子ヨイアダの一
人の子いホロニ人サンバラテの婿おりければ我これを逐出して我を離れしむ　二九　わが神よ彼らい祭司の職
を汚し祭司およびレビ人の契約に背きたり彼らのことを忘れたまふ勿れ　三十　我かく人衆を潔めて異邦の物
を盡く棄ゑめ祭司およびレビ人の班列を立て各々ろの職務に服せしめ　三一　また人衆をして薪柴の禮物をろ
の定まる期に献げゑめかつ初物を奉つら云む我神よ我を憶ひ仁慈をもて我を待ひたまへ

尼希米亞記　終

ノ 尼十三〇十四、廿一
オ 尼十三〇十四、廿一
ク 嗚九〇二
ヤ 尼十三〇十一　箴二八〇四
マ 嗚十〇五、尼十〇二九、廿
ケ 王上十一〇一
フ 王上三〇十三、代下一〇十
コ 母下十二〇二四
エ 王上十一〇四
テ 嗚十〇二
ア 尼十三〇十、廿二
サ 馬二〇四、十一、十二
キ 尼六〇十四
ユ 尼十〇廿
メ 尼十二〇一
ミ 尼十〇三四
シ 尼十三〇十四、廿二

イ 嗚四〇六　但九〇一
ロ 帖八〇九
ハ 但六〇一
ニ 尼一〇一
ホ 王上一〇四六
ヘ 創四十〇廿　帖二〇十八
可六〇廿一
ト 帖七〇八　結廿三〇四一
歌二〇八、六〇四
チ 母下十三〇二八
リ 帖七〇九
ヌ 代上十二〇廿二
ル 耶十〇七　但二〇十二　太二〇一
ヲ 嗚七〇十四

以士帖書

第一章

一　アハシユエロスすなわち印度よりエテオピアまで百七十二州を治めたるアハシユエロスの世
二　アハシユエロス王シユシヤンの城にてろの國の祚に坐しをりける當時　三　ろの治世の第三年にろの牧伯
等および臣僕等のために酒宴を設けたり、ペルシヤとメデアの武士および貫族と諸州の牧伯等ろの前
にありき　四　時に王ろれ盛なる國れ富有とろれ大なる威光の榮を示して衆多の日をわたり百八十日に及び
ぬ　五　これらの日のをむりし時王また王の宮の園の庭にてシユシヤンに居る大小のすべての民のために七
日の間酒宴を設けたり　六　白、綠、青の帳幔ありて細布と紫色の紐にて銀の環および螺石の柱に繫ぐるまた
牀榻い金銀にして赤、白、黃、黑の螺石の上に居らる　七　金の酒盃わて酒を賜ふ、ろの酒盃い此と彼ふの〳〵
異なり、王の用うる酒をたまふこと夥だし、王の富有に適へり　八　ろの飲むことい法にかなひて誰も强るこ
とを爲ず、其い王人をして各々おれれれ好むごとく爲ゑむべしとろの宮內のすべての有司に命じたれば
なり　九　后ワシテもまたアハシユエロス王に屬する王宮の內にて婦女れために酒宴をまうけたり　十　第七日
にアハシユエロス王酒のために心樂み、王れ前に事ふる七人の侍從メホマン、ビズタ、ハルボナ、ビグタ、
アバグタ、セタルおよびカルカスに命じ　十一　后ワシテをして后れ冠冕をかぶりて王れ前に來らしめよと言
り、是い彼觀に美しければろの美麗を民等と牧伯等に見さんとておりき　十二　ゑかるに后ワシテ侍從が傳へ
し王の命に從がひて來ることを肯ざりしかば王おほいに憤ほりて震怒ろの衷に燃ゆ　十三　是において王時を
知る智者にむかひて言ふ（王いすべて法律と審理に明かおる者にむかひて是の如くするを常とせり　十四　時
に彼の次にをりし者いペルシヤおよびメデアの七人の牧伯カルシナ、セタル、アデマタ、タルシシ、メレス、

ワ 王下二五〇十九
カ 哪五〇廿三
ヨ 帖八〇八　但六〇八、十二〇十五
タ 哪五〇廿三　西三〇十八　後前三〇一
レ 帖八〇九
ソ 哪五〇廿二、廿三、二四　提前二〇十二
イ 帖一〇十九、廿
ロ 帖二〇八

マルセナ、メムカンなりき、是みな王の面を見る者ゐして國の第一に位せり）后ワシテアハシユエロス王が侍從をもて傳へし命を爲ざれば法律ゐたがひて如何に彼になすべきや　メムカン王と牧伯たちの前ゐ答へて曰ふ、后ワシテい唯王にむかひて惡き事をなしたる而已ならず、一切の牧伯たちおよびアハシユエロス王の各州のもろ〳〵の民にむかひてもまた之を爲るなり　后のこの事ゐまねく一切の婦女に聞えて彼らつひにろの夫を貶め視て言ん、アハシユエロス王后ワシテに已のまへに來れと命じたりしに來らざりしと　而して后の此所行を聞るペルシヤとメデアの諸夫人もまた今日王のすべての牧伯等に是のごとく言ん、然すれば必らず藐視と忿怒多く起るべし、王もし之を善と考たまへばワシテい此後ふたゝびアハシユエロス王の前に來るべからずといふ王命を下し之をペルシヤとメデアの律法の中に書いれて更ること無らしめ、而してろの后の位を彼ゐ勝れる他の者ゐ與へたまへ　王の下したまはん御詔この大なる御國に徧ねく聞えわたる時い妻たる者ことゞくろの夫を大小となく共に敬まふべしと　王と牧伯等とこの言を善としければ王メムカンの言のごとく爲たり　かくて王の諸州に遍ねく書をおくりもろ〳〵の州にろの文字にゑたがひて書おくりもろ〳〵の民にろの言語にゑたがひて書おくり、凡て男子たる者いろの家の主となるべく、またおのれの民の言を用ゐてものいふべしと諭しぬ

第二章

これらの事の後アハシユエロス王忿怒とけてワシテおよび彼が爲たる所またろの彼にむかひて議定めしところの事を憶ひおよせり　こゝに王の前に事ふる僕等いひけるい請ふ美しき少き處女等を王のために尋もとめん　願はくい王御國の各州において官吏を撰び之をして美むしき處女をことゝくシユシヤンの城に集めしめ、婦人を管理る王の侍從ヘガイの手にわたして婦人の局に入らしめ、而して潔

ハ 王下二四〇十四、十五、代下三六〇十、廿　耶二四〇一
ニ 王下二四〇六
ホ 帖二〇十五　哪六〇四
ヘ 哪六〇四
ト 帖二〇三
チ 帖二〇三、十二
リ 帖二〇廿
ヌ 帖二〇廿

淨の物をこれゐ與へたまへ　斯して王の御意に適ふ女子を取りワシテに代りて后とならしめたまへと、王この事を善として然なしぬ　茲にシユシヤンの城に一人のユダヤ人あり、ろの名をモルデカイと曰ひキシの曾孫シメイの孫ヤイルの子にしてベニヤミン人なり　かれいバビロンの王ネブカデネザルが擄へゆきしユダの王エコニヤとともに擄れ往る俘囚の中にありてエルサレムより移されたる者なり　かれろの叔父の女ハダッサすなはちエステルを養ひ育てたり是い父も母もなかりければなり。この女子顏貌勝れてうるはしかりしゝろの父母の死たる後モルデカイこれを取ておのれの女となせるなり　王の命令と詔言の聞え傳むり衆多の女子シユシヤンの城にあつめられてヘガイの手にわたされし時エステルも亦王の家ゐ携へられてゆき、婦人を管理るヘガイの手ゐ交されしゞ　この女子ヘガイの意ゐかなひて之が惠を受たり、則はちヘガイすみやかに之ゐ潔淨の物およびろの分を與へまた王の家の中より七人の侍女を擧てこれゐ附ろしめ、彼とろの侍女等を婦人の局の中なる最も佳き處ゐ移しぬ　エステルいおのれの民をもおのれの宗族をも顯むさゞりき、其いモルデカイこれを顯むさずなかれと彼に言ふくめたればゐりまたモルデカイいエステルの模樣およびろの如何ゐなれるかを知んため日々ゐ婦人の局の庭の前をあゆめり　女子いおの〳〵婦人の則に考たがひて十二ケ月を經考かる後順番ゐいりてアハシユエロス王にいたる、是ろの潔淨の日を終るいかくのごとくなるゞ故なり、則ち沒藥の油を用うること六ケ月また各種の藥物および婦人の潔淨ごとにゐつる物等を用うること六ケ月　女子の王ゐいたるい是のごとし、ろの婦人の局より出て王の家ゐゆく時にい凡てろの望む物をみと〳〵く與へらる　而して夕ゐ往き朝ゐおよびて婦人の第二の局ゐ還り、妃嬪をつかさどる王の侍從シヤシガスの手ゐ屬す、王これを喜びて名を

ヌ 帖二〇七
ル 帖一〇三
ヲ 帖二〇廿一、三〇二
ワ 帖二〇十
カ 帖六〇二
ヨ 帖六〇二
タ 帖六〇二
イ 民二四〇七 伊上十五〇八
ロ 帖二〇十九

さして召すにあらざれば重ねて王にいたることなし　十五こゝにモルデカイの叔父アビハイルの女すなたちモルデカイが取ておのれの女となしたるエステル入て王にいたるべき順番にあたりけるが彼い婦人をつかさどる王の侍從ヘガイが言きかせたる事の外にい何をももとめざりき、エステルい凡て彼を見る者によろこばれたり　十六かくエステルい王の家に召いられてアハシユエロス王にいたれり、是りの吊世の第七年十月即ちテベテの月なり　十七王一切の婦人わ超てエステルをいすべての處女に愛しければエステルいすべての處女にまさりて王の前に恩寵と厚情を得たり、王つひに后の冕をかれの首に戴かせ、彼をしてワシテにかむりて后とおらしむ　十八こゝにおいて王おほいなる酒宴を設けてりのもろ〳〵の牧伯と臣僕を饗す、これをエステルの酒宴と稱ふ、また諸州に租税をゆるし王の富有わかなひて物を賜ふ　十九再度處女の集められし時モルデカイい王の門に坐しをりぬ　二十エステルいモルデカイがかれに言ふくめたる如くして未だおのれの宗族をもおのれの民をも顯さざりき、エステルいモルデカイの言語に去たがふことりの彼わ養なひ育てられし時と異ならざりき　二一その時モルデカイ王の門に坐し居ける時王の侍從にて戶を守る者の中ビグタンおよびテレシの二人怨むる事ありてアハシユエロス王を弑せんともとめたりしが　二二りの事モルデカイわ知れければモルデカイこれを后エステルに告げ、エステルまたモルデカイに名をもてこれを王に告げたり　二三こゝにおいて此事を去らべさせしにりの然ること顯されければ彼ら二人い木にかけられりの事い王の前なる日誌の書わかき去るさる

第三章

これらの事の後アハシユエロス王アガグ人ハンメダタの子ハマンを貴とびこれを高くして己ともにある一切の牧伯の上にりの席を定め去む　二王の門わある王の諸臣みな跪づきてハマンを拜せり、

ハ 帖三〇五 詩十五〇四
ニ 帖三〇二
ホ 帖三〇二、五〇九
ヘ 但三〇十九
ト 詩八三〇四
チ 帖九〇二、四
リ 嘲四〇十三 徒十六〇廿
ヌ 帖八〇二、八
ル 創四一〇四二
ヲ 帖七〇六
ワ 帖八〇九
カ 帖一〇廿二、八〇九
ヨ 王上廿一〇八 帖八〇八、十

是い王斯かれにおすことを命じたれば なり、然れども モルデカイい跪まづかず又これを拜せざりき　三てこをもて王の門にある王の諸臣モルデカイにむかひて言ふ汝いかなれば王の命に背くやと　四かれらモルデカイわ日々かく言ふといへども聽ざりけれべりの事の爲をふさるべきか否を見んとてハマンにこれを告たり、其いモルデカイおのれのユダヤ人なることを語りたれべなり　五ハマンモルデカイの跪づかずまた己を拜せざるを見たれべハマン怨怒にたへざりしが　六たゞモルデカイ一人を殺すい事小さしと思へり、彼らモルデカイの屬する民をハマンに顯さしければハマンいアハシユエロスの國の中にある一切のユダヤ人すなたちモルデカイの屬する民をことゞく殺さんと謀れり　七アハシユエロス王の十二年正月すなたちニサンの月にハマンの前にて十二月すなたちアダルの月まで一日一日のため一月一月のためにプルを投しむ、プルい即ちくじなり　八ハマンかくてアハシユエロス王わ言けるい御國の各州にある諸民の中わ散されて別れ別れわなりをる一の民あり、りの律法い一切の民と異り、また王の律法を守らず、この故にこれを容しおくい王の益にあらず　九王もしこれを善と去たまたゞ願くい彼らを滅ぼせと書くだしたまへさらば我王の車をンかさどる者等の手に銀一萬タラントを秤り交して王の府庫に入去めん　十王すなたち指環をりの手より取むづしアガグ人ハンメダタの子ハマンすなたちユダヤ人の敵たる者に交し　十一去かして ハマンに言けるいりの銀いなんぢに與ふ、りの民もまた汝にあたふれば汝わ善と見ゆるごとく爲よ　十二こゝにおいて正月の十三日に王の書記官を召あつめ、王に屬する州牧、各州の方伯、および もろ〳〵の民の牧伯にハマンが命ぜんとする所をことゞく書去るさ去む、即ちもろ〳〵の州にふくるものいの其文字をもちゐ、もろ〳〵の民にふくるものいりの言語をもちゐ、おの〳〵アハシユエロス王の名をもてこ

タ 帖八〇十
レ 帖八〇十二
ソ 帖八〇十一
ツ 帖八〇十三、十四

イ 母下一〇十一
ロ 詩七〇六 結二七〇卅
ハ 創二七〇三四

子 帖八〇十五 箴二九〇二

ニ 雅五八〇五 俱九〇三

ホ 帖三〇九
ヘ 帖三〇十四、十五

れを書き王の指環をもてこれゝ印したり　十三　玄かして驛卒をもて書を王の諸州におくり十二月すなもち
アダルの月の十三日において一日の内に一切のユダヤ人を若き者老たる者小兒婦人の差別なくことゞ
く滅ぼし殺し絶しかつゝの所有物を奪ふべしと諭しぬ　十四　この詔旨を諸州に傳へてかの日のために准備を
おさしめんとてゝの書る物の寫本を一切の民ゝ開きて示せり　十五　驛卒王の命によりて急ぎて出ゆきぬ、こ
の詔書ハシユシャンの城に於て出されたり、かくて王とハマンハ坐して酒飲ゐたりしがシユシャンの邑
ハ惑ひわづらへり

第四章

一　モルデカイ凡てこの爲れたる事を知しかばモルデカイ衣服を裂き麻布を纏ひ灰をかぶり邑の
中に行て大いに哭き、痛く號び　二　王の門の前までも斯して來れり、其ハ麻布をまとふてハ王の門の内に入
ると能ゐざればなり　三　すべて王の命とゝの詔書と到れる諸州にてハユダヤ人の中におほいなる哀みゐ
り、斷食、哭泣、號呼おこれり、また麻布をまとふて灰の上ゐ坐する者おほかりき　四　こゝゐエステルの侍女
およびゝの侍從等きたりてこれを告げれば后ゑなはだしく憂ひ、衣服をおくり之をモルデカイゐきせて
ゝの麻布を脱ぎめんと玄たりしがうけざりき　五　こゝをもてエステルハ王の侍從の一人すなもち王の命じ
て已ゐ侍らしむるハタクといふ者を召しモルデカイの許ゐ往きてゝの何事なるか何故なるかを知きたれ
と命ぜり　六　ハタクいでゝ王の門の前なる邑の廣場ゐをるモルデカイにいたりしに　七　モルデカイおのれの
遇たるところを具にこれに語り、かつハマンゞのユダヤ人を滅ぼす事のためゐ王の府庫に秤りいれんと約
したる銀の額を告げ　八　またゝの彼等をほろぼさ玄むるためにシユシャンにおいて書て與へられし詔書の
寫本を彼ゐわたし、之をエステルに見せかつ解ゐかしまた彼に王の許にゆきてゝの民のためにこれに矜

イ 帖四〇十六
ロ 帖四〇十二、六〇四
ハ 箴廿一〇一
ニ 帖四〇十二、八〇四

ホ 可六〇廿三

ト 帖五〇一
チ 伯二〇九

リ 帖五〇三、八〇四

ヌ 伯九〇十八

ル 帖五〇二

ヲ 創四三〇十四

恤を請ひゝの前に願ふことを爲べしと言つたへよと言り　九　ハタクかへり來りてモルデカイの言詞をエス
テルに告げれば　十　エステルハタクゐ命じモルデカイに言をつたへしむ、云く　十一　王れ諸臣および王の諸州
の民みな知る男にもあれ女ゐもあれ凡て召れずして内庭ゐ入て王にいたる者ハ必らず殺さるべき一の律
法ゐり、されど王これゐ金圭を伸れば生るを得べし、かくて我此三十日ハ王にいたるべき召をかうむらざ
るなり　十二　エステルの言をモルデカイに告けるに　十三　モルデカイ命じてエステルに答へ玄めて曰く汝王の家
にあれば一切のユダヤ人の如くならずして免かるべしと心に思ふなかれ　十四　なんぢ若ゐの時にあたりて默
して言ずば他の處よりして助援と拯救ユダヤ人に興らん、されど汝となんぢの父の家ハ亡ぶべし、汝が后
の位を得たるハ此のごとき時のためなりしやも知るべからず　十五　エステルまたモルデカイゐ答へしめて曰
く　十六　なんぢ往きシユシャンにをるユダヤ人をことゞく集めてわがためゐ斷食せよ、三日の間夜晝とも
食ふことも飲むこともするなかれ、我とわが侍女等もかなじく斷食せん、玄かして我法律ゐうむく事なれ
ども王にいたらん、我もし死べくば死べし　十七　こゝゐおいてモルデカイ往てエステルが凡ておのれに命じ
たるごとく行なへり

第五章

一　第三日にエステル后の服を着、王の家の内庭にいり、王の家にむかひて立つ、王ハ王宮の玉座
に坐して王宮の戸口にむかひをりしが　二　王后エステルが庭にたちをるを見てこれに恩をくはへ、其手に
ある金圭をエステルの方に伸しければエステルすゝみよりてゝの圭の頭にさわれり　三　王かれに言けるハ
后エステルなんぢ何をもとむるや、なんぢの願意ハ何なるや、國の半分にいたるとも汝にあたふべし　四　エ
ステルいひけるハ王もし善と玄たまはゞ願くは今日わが王のために設けたる酒宴に王とハマンと臨みた

ヘ 帖七二〇
ト 帖九〇十二

チ 帖三〇五
リ 母下十三〇廿二
ヌ 帖九〇七
ル 帖三〇一

チ 帖七〇九
ワ 帖六〇四
カ 帖七〇十
イ 帖二〇廿三
ロ 帖二〇廿一

まへ　こゝに於て王ハマンを急がしめてエステルの言るごとくならしめよと命じ、王とハマンやがてエステルが設けたる酒宴に臨めり　酒宴の時王またエステルに言けるい汝の所求い何なるや、かならずゆるさるべし、なんぢの願意い何なるや、國の半分にいたるとも成就らるべし　エステル言けるい我が所求わが願意い是なり　われもし王の目の前に恩を得、王もしわが所求をゆるし、わが願意を成就しむることを善と為たまへ　願くい王とハマンまたわが設けんとする酒宴に臨みたまへ、われ明日王の宣まへる言に為たがたん　かくてハマンいろの日よろこび心たのしみて出さたりけるがハマンモルデカイが王の門に居て已にむかひて起もあがらず、身動もせざるを見しかば痛くモルデカイを怒れり　されどもハマン耐忍びて家にかへり、ろの明友等および妻ゼレシをまねき來らしめ　而してハマンろの富の榮耀とろの子の衆多ことと凡て王の已を貴とびし事また已をたかくして王の牧伯および臣僕の上にあらしむることを之に語れり　為かしてハマンまた言けらく后エステル酒宴を設けたりしが我のほかい何人をも王とともに之に臨ましめず明日もまた我い王とともに后に招かれをるなり　然れどもユダヤ人モルデカイが王の門に坐しをるを見る間い是らの事も快樂からず　時にろの妻ゼレシとろの一切の朋友られに言けるい請ふ高五十キユビトの木を立しめ、明日の朝モルデカイをろの上に懸んことを王に奏せ、而して王とともに樂しみてろの酒宴におもむけと、ハマンこの事を善としてろの木を立為めたり

第六章

一　ろの夜王ねむることを能ざりければ命じて日々の事を記せる記錄の書を持さたらしめ王の前にこれを讀しめけるわ　二　モルデカイ曾て王の侍從の二人戸を守る者おるビグタナとテレシがアハシユエロス王を殺さんと謀れるを告たりと記せるわ遇ふ　三　王すなたち言けるい之ごために何の榮譽と爵位をモルデカイにわたへしや王に事ふる臣僕等こたへて何をも彼にわたへしこと無しといへり　四　こゝにおいて王誰ぞ庭にあるやと問ふこの時ハマンい已がモルデカイのためわ設けたる木にモルデカイを懸ることを王に奏せんとして已に王の家の外庭に來りて居る　五　王の臣僕等王につげてハマン庭に立をると言ければ王かれをして入來らしめよと言ふ　六　ハマンやがて入きたりしに王かれわいひけるい王の尊とむんと欲する人わい如何におさば善らんかとハマン心におもひけるい王の尊とむんとする者い我にあらずして誰ぞやと　七　ハマンすなたち王にいひけるい王の尊むんと欲する人のためにい　八　王の着たまへる衣服を携さへ來らしめかつ王の乘たまへる馬即ちろの頭に王の冠冕を戴ける馬をひき來らしめ　九　これを王の最も貴とき一人の牧伯の手にわたし王の尊とむんとする人に其衣服を衣せしめ、これを馬にのせて邑の街衢をみちびき通り王の尊とむんと欲する人にい是のおとなすべしと呼たらしむべし　十　王ハマンに言けるい急ぎなんぢが言しごとくろの衣服と馬とを取り王の門に坐するユダヤ人モルデカイに斯なせよ、なんぢが言しところを一も缺こと無らしめよ　十一　てゝにおいてハマン衣服と馬とを取りモルデカイにろの衣服を着せ、彼をして邑の街衢を乘とほらしめ、ろの前に呼たりて云ふ、王の尊むんと欲する人にい是のごとくなすべしと　十二　かくてモルデカイい王の門にかへりたりしがハマンい愁へなやみ首をおほふておのれの家にたしりゆき　十三　為かしてハマンおのが遇る事をことゞくろの妻ゼレシとろの朋友等に告けるわろの智者等およびろの妻ゼレシかれに言けるい彼のモルデカイすなたちなんぢがろの前わ敗れたしめたる者もしユダヤ人ならば汝これわ勝ことを得じ、必らずろの前わやぶれんと　十四　かれら尚ハマンとものいひをる間に王の侍從きたりてハマンをうなごし、エステルごの設けたる酒宴にのゞましむ

ハ 帖五〇十四
ニ 帖五〇一

ホ 王上一〇廿三

ヘ 創四一〇四三

ト 母下十五〇廿　耶十四〇
三一四
チ 代下二六〇廿

リ 帖五〇八

イ 帖五〇六

ロ 帖三〇九、ロ〇七

ハ 帖一〇六

ニ 伯九〇二四
ホ 帖一〇七

ヘ 帖五〇十四 詩七〇十六 箴十一〇五、六
ト 詩三七〇三五、三六 但六〇二四

イ 帖二〇七
ロ 帖三〇七

第七章

一 王またハマンとともに后エステルと酒宴せんとて來れり　二 この第二の酒宴の日に王またエス
テルに言けるゝ后エステルよ、なんぢのもとめゝ何なるや、かならず許さるべし、汝のねがひゝ何なるや、
國の半分にいたるとも成就らるべし　三 后エステルこたへて言けるゝ王よ我もし王の御目の前に恩を得
王もし善と見たまはゞわがもとめに応たがひてわが生命をわれに賜へ、またわが願に応たがひてわが民
を我に賜へ　四 われとわが民ゝ賣れて滅ぼされ殺され絶されんとす、我らもし奴婢ゝ賣れたるならんにゝ
我默してむべらん、敵人ゝ王の損害を償ふこと能はざるなり　五 アハシユエロス王后エステルにこたへ
て言けるゝ之をなさんと心にたくめる者ゝ誰また何處にをるや　六 エステルいひけるゝ敵の仇人ゝ
即むちこの惡きハマンなりと、是によりてハマンゝ王と后の前にありて懼れたり　七 王怒り酒宴の席をた
ちて宮殿の園に往きければハマンたちあがりて后エステルに生命を乞り、其ゝかれ王のおのれに禍災を
なさんと決めしを見たればなり　八 王宮殿の園より歸りて酒宴の場にいたりしにエステルのをる牀榻の上
にハマン俯伏ゐたれば王いひけるゝ彼ゝまた家の内にてわが前ゐ后を辱しめんとするかと、此ことば王
の口より出るや人々ハマンの面をおほへり　九 時ゐ王の前にある一人の侍從ハルボナいひけるゝ、王のた
めゐ善き事を言たりしかのモルデカイを懸んとてハマンが作りたる五十キユビトの木ハマンの家に立を
るなりと、王いひけるゝ彼をこの上に懸よ　十 人々ハマンを其モルデカイをかけんとて設けし木の上に懸
たり、王の震怒つひに解く

第八章

一 この日アハシユエロス王ユダヤ人の敵ハマンの家を后エステルに賜ふモルデカイもまた王の
前ゐ來れり、是ゝエステル彼の己と何なる係りなるかを告たれば　二 王ハマンより取かへせし己の指

イ 帖五〇六

ロ 帖三〇九、ロ〇七

ハ 帖四〇十一、五〇二

ニ 見二〇三 帖七〇四

ホ 帖八〇一 箴十三〇廿二

ヘ 帖一〇十九 但六〇八、十
ト 帖三〇十五
チ 帖三〇十二
リ 帖一〇廿二、三〇十二

ヌ 王上廿一〇八 帖三〇十
二十三

ル 帖九〇十、十五、十六

環をはづしてモルデカイゐ與ふ、而してエステルモルデカイをしてハマンの家をつかさどらしむ　三 エス
テルふたゝび王の前に奏してその足下にひれふしアガグ人ハマンがユダヤ人を害せんと謀りしその謀計
を除かんことを涙ながらに乞求めたり　四 王エステルにむかひて金圭を伸ければエステル起て王の前に立
ち　五 言けるゝ王もし之を善と応たまひ、我もし王の前に恩を得、この事もし王ゐ正と見之我もし御目にか
なひたらばアガグ人ハンメダタの子ハマンが王の諸州にあるユダヤ人をほろぼさんと謀りて書おくりた
る書をとりけすべき旨を書くだしたまへ　六 われ豈わが民ゐ臨まんとする禍害を見るに忍びんや、豈己が
宗族のほろぶるを見るに応のびんや　七 アハシユエロス王后エステルとユダヤ人モルデカイゐいひけるゝ
ハマンユダヤ人を殺さんとしたれば我すでにハマンの家をエステルに與へまたハマンを木にかけたり　八
なんぢらも亦おのれの好むごとく王の名をもて書をつくり王の指環をもてこれに印してユダヤ人につた
へよ、王の名をもて書き王の指環をもて印したる書ゝ誰もとりけすこと能はざればなり　九 こゝをもてこ
の時また王の書記官を召あつむ、是三月すなむちシワンの月の二十三日なりき、応かして印度よりエテオ
ピアまでの百二十七州のユダヤ人、州牧、諸州の方伯、牧伯等にモルデカイが命ぜんとするところを盡く
書応るさしむ、即むちもろ〳〵の州におくるものゝいろの文字をもちゐ諸の民におくるものゝいろの言
語をもちゐて書おくり、ユダヤ人におくるものゝいろの文字と言語をもちう　十 かれアハシユエロス王の名
をもてこれをかき、王の指環をもてこれに印し、驛卒をして御廐にてろだてたる逸足の御用馬にのりて
その書をおくりつたへしむ　十一 その中に云ふ、王すべての邑にあるユダヤ人に許す彼らあひ集まり、立てお
のれの生命を保護し、おのれを襲ふ諸國諸州の一切の兵民をその妻子もろともにほろぼし殺し絶し且ろ